

# 第11次滋賀県交通安全計画の作成について

資料1

## ■計画の位置付け

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項の規定により、中央交通安全対策会議が作成する第11次交通安全基本計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議が作成する交通安全に関する計画

## ■計画の性格

(交通安全対策基本法第25条第2項)

○県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

○県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## ■計画の期間

令和3年度から令和7年度までの  
5年間

## 【参考】

第1次:昭和46年度から昭和50年度  
(5か年計画)

第10次:平成28年度から令和2年度

## ■滋賀県交通安全対策会議

27名

(交通安全対策基本法第16条第1項)

### □構成員(交通安全対策基本法第17条)

会長 : 滋賀県知事

委員 : 近畿管区警察局広域調整部長

近畿経済産業局総務企画部長

近畿運輸局総務部長

彦根地方気象台長

近畿総合通信局総務部長

滋賀労働局長

近畿地方整備局長

滋賀県教育委員会教育長

滋賀県警察本部長

滋賀県副知事(2名)

滋賀県関係部長等(8名)

滋賀県市長会長、滋賀県町村会長

大津市消防局長

特別委員 : 西日本高速道路株式会社関西支社長

中日本高速道路株式会社名古屋支社長

西日本旅客鉄道株式会社京都支社長

東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部長

## ■作成経過

令和2年11月5日	国の交通安全基本計画(中間案)の提示
12月9日	県交通安全対策会議幹事会の開催(骨子案の審議)
令和3年2月1日	県交通安全対策会議幹事会の開催(素案の審議)
3月9日	常任委員会へ報告(素案の説明)
3月19日	県民政策コメントの実施
3月29日	国の交通安全基本計画の決定
7月9日	常任委員会へ報告(パブコメ結果および案の説明)